

## 宇治市規則第 2 2 号

### 宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和 5 年宇治市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(太陽光発電設備)

第 3 条 条例第 2 条第 1 号ウの規則で定めるものは、発電出力が 0.2 キロワット以下の太陽光発電設備とする。

(禁止区域)

第 4 条 条例第 5 条第 8 号の規則で定める区域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域と市街化調整区域の境界線から水平距離が 25 メートル以内の区域とする。

(事業計画)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項の規定による事業計画は、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

事業者の住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

現場管理者の住所及び氏名

特定設備を設置する位置

特定設備の構造

設置工事の着手予定日及び完了予定日

設置工事の設計

事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積

特定設備の維持管理の方法及び特定設備を廃止した後の措置

の方法

特定設備の設置に係る騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画

特定設備の設置に係る防災の措置に関する計画

自然環境等の保全に関する計画

事業の施行に必要となる法令及び他の条例による許可及び認可の取得に関する計画

- 2 条例第6条第1項の許可の申請は、特定設備設置許可申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

周辺住民等への説明に係る書類

事業者の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）

条例第9条第1項第1号に係る誓約書

事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証明する書類

事業区域の土地に関する権利を証明する書類

事業の施行に必要となる法令及び他の条例による許可及び認可の取得の状況を示した書類

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約を締結する場合にあっては、その締結の時期を示した書類

前各号に掲げるほか、市長が必要があると認める書類

（事前協議）

- 第6条 条例第7条第1項の協議（以下「事前協議」という。）を行おうとする者は、事前協議書（別記様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

事業者に係る住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）

事業計画書

設計説明書

公共施設一覧表

事業区域内における権利者一覧表

事業区域に隣接する土地の所有者一覧表

安定計算書

水理計算書

構造計算書

現況写真及び現況平面図

土地利用計画図

造成計画平面図及び造成計画断面図

雨水排水計画平面図及び雨水排水計画断面図

構造図

求積図

前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

- 2 市長は、事前協議を終了したときは、事業者に事前協議終了通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（標識）

- 第7条 事業者は、前条第2項の規定により通知を受けたときは、速やかに、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識（別記様式第4号）を設置しなければならない。

- 2 事業者は、前項の標識を設置したときは、標識設置報告書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

標識を設置した場所が明示された図面

標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真

（周辺住民等への説明等）

- 第8条 条例第8条第1項の説明会（以下「説明会」という。）は、次の各号に掲げる者に対して行うものとする。

事業区域の周辺地域に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者

前号に掲げる者のほか、事業により影響を受ける者であって、市長が必要があると認めるもの

- 2 周辺住民等は、説明会が開催された日から起算して30日以内に、当該説明会を開催した事業者に対し事業計画に対する意見を記載した書類（次条において「意見書」という。）を提出することができる。
- 3 事業者は、説明会を開催したときは、説明会結果報告書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

説明会で配布した資料

説明会の議事録

説明会の周知を行った地域の範囲を示した図面

説明会を開催した状況を確認することができる写真

説明会に出席した者の名簿の写し

前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類（周辺住民等との協議）

第9条 事業者は、意見書の提出があったときは、当該意見書を提出した周辺住民等に対し見解書を提出し、協議しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により協議を行ったときは、協議結果報告書（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

協議で配布した資料

協議の議事録

意見書及び見解書の写し

（許可の基準等）

第10条 条例第9条第1項第2号の規則に定める基準は、別表のとおりとする。

（変更の許可の申請）

第11条 条例第10条第1項本文の変更の許可を受けようとする

事業者は、特定設備設置変更許可申請書（別記様式第8号）に変更する内容が確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（軽微な変更）

第12条 条例10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

特定設備の設置工事に係る着手予定年月日及び完了予定年月日の変更

変更後においても許可基準に適合することが明らかな変更

2 条例第10条第2項の規定による届出は、事業計画軽微変更届出書（別記様式第9号）により行うものとする。

（工事着手の届出）

第13条 条例第11条の規定による届出は、特定設備設置工事着手届出書（別記様式第10号）により行うものとする。

（完了の届出等）

第14条 条例第12条第1項の規定による届出は、特定設備設置工事完了届出書（別記様式第11号）に工事写真（特定設備の設置に係る工事の各工程の状況及び当該工事の完了後の状況が分かるカラーのものに限る。）を添えて、行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による通知は、特定設備設置工事検査結果通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

（廃止の届出）

第15条 条例第13条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書（別記様式第13号）により行うものとする。

（定期報告）

第16条 条例第14条の規定による報告に係る年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の報告は、毎年6月30日までに書面により行うものとする。

（身分証明書）

第 17 条 条例第 16 条第 2 項の証明書は、身分証明書（別記様式第 14 号）とする。

（公表の方法）

第 18 条 条例第 20 条第 1 項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

宇治市公告式条例（昭和 26 年宇治市条例第 1 号）第 2 条第 2 項の規定の例による登載又は掲示

本市のホームページへの掲載

前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める方法  
（補則）

第 19 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

太陽光発電設備の設置に係る防災に関する事項に係る基準

ア 事業区域において、木竹の伐採、切土、盛土、埋立て、掘削等の造成（以下「造成」という。）を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。

イ 事業区域の土質試験等に基づく地盤の安定計算を行っていること。この場合において、当該地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められる場合にあっては、当該措置が講じられていること。

ウ 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

エ 排水路、河川その他の排水施設の放流先の施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

事業区域及びその周辺地域における自然環境等の保全に関する

## る事項に係る基準

- ア 特定設備の設置に伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。
- イ 設置の工事の施行に使用する工事車両による排出ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。
- ウ 事業区域が住宅等に近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないようにするため、植栽、フェンス等の設置その他の必要な措置が講じられていること。
- エ 住宅等に隣接してパワーコンディショナーが設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生じる騒音及び低周波を軽減するための措置が講じられていること。
- オ 事業区域内に生育する木竹を伐採する場合は、当該伐採が必要最小限度のものであること。
- カ 事業区域内に10パーセント以上の面積の森林等緑地を確保すること。ただし、事業区域に森林又は緑地を含む場合は、残置森林を含めて25パーセント以上の面積の森林等緑地を確保すること。
- キ 事業区域の境界部分については、植栽、塀、柵その他工作物の設置により、遮蔽又は緩衝の措置を行うこと。
- ク 独立峰の頂部付近又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の付近に特定設備を設置することを避けること。
- ケ 宇治橋及び隠元橋から特定設備を見通すことができる場合は、周辺景観と調和させるよう必要な措置を行うこと。
- コ 造成により事業区域内に法面又は擁壁が生じる場合は、当該法面又は擁壁に、緑化その他の方法による修景を適切に行うこと。
- サ 太陽電池モジュールは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射であって、模様が目立たないものを

使用していること。

シ 太陽電池モジュールを支持する架台、パワーコンディショナーその他の附帯設備は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用していること。

特定設備の設計の安全性の確保に関する事項に係る基準

電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項に規定する技術基準に適合していること。

特定設備の維持管理に関する事項に係る基準

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、特定設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。

イ 事業終了後に適切に撤去できるよう計画的に費用の積み立てを行うこと。

特定設備を廃止した後において行う措置に関する事項に係る基準

ア 特定設備を廃止した後は、速やかに撤去すること。

イ 撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に従い、適正な処理を行うこと。

ウ 事業区域であった土地について、整地、緑化、修景その他災害の発生の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を行うこと。



年 月 日

特定設備設置許可申請書

宇治市長宛て

事業者 住 所  
氏 名  
電話番号

( 法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 )

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

事業区域 ( 事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区 ) の所在地及び面積	
想定発電出力	
設計者	
工事施行者	
工事着手予定年月日	
工事完了予定年月日	
事業の施行に必要な法令及び他の条例による許可及び認可の取得の状況	

年 月 日

事前協議書

宇治市長宛て

事業者 住 所  
氏 名  
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第7第1項の規定により、協議を求めます。

事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及び面積	
--	--

別記様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

宇治市長



事前協議終了通知書

次のとおり協議が終了したので、通知します。

事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積	
--	--

別記様式第4号（第7条関係）

特定設備設置に関する標識	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	
想定発電出力	
事業者	
設計者	
工事予定期間	
標識設置年月日	

（備考）

- 1 標識の大きさは、縦及び横それぞれ90センチメートル以上とすること。
- 2 標識の色彩については、白色を基調とし、罫線及び文字は黒色とすること。

別記様式第5号(第7条関係)

年 月 日

標識設置報告書

宇治市長宛て

事業者 住 所  
氏 名  
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

次のとおり標識を設置したので、報告します。

事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及び面積	
標識設置年月日	

説明会結果報告書

宇治市長宛て

事業者 住所  
氏名  
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

次のとおり周辺住民等に対する説明会を開催したので、宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第8条第3項の規定により、報告します。

事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及び面積	
開催日時	
開催場所	
出席者数	
説明者の氏名	
説明会の概要	

年 月 日

協議結果報告書

宇治市長宛て

事業者 住 所  
氏 名  
電話番号

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

特定設備の設置について周辺住民等と協議したので、協議結果を次のとおり報告します

事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積		
協議を行った日時		
協議を行った場所		
協議の概要	意見の概要	
	意見に対する措置の概要	
協議の結果		

別記様式第 8 号 ( 第 1 1 条関係 )

年 月 日

特定設備設置変更許可申請書

宇治市長宛て

事業者 住 所  
氏 名  
電話番号

( 法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 )

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 1 0 号第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

許可番号		
許可年月日		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		



別記様式第9号(第12条関係)

年 月 日

事業計画軽微変更届出書

宇治市長宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号		
許可年月日		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

年 月 日

特定設備設置工事着手届出書

宇治市長宛て

事業者 住所  
氏名  
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号	
許可年月日	
事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及び面積	
工事着手年月日	
工事完了予定年月日	

別記様式第 11 号 ( 第 14 条関係 )

年 月 日

特定設備設置工事完了届出書

宇治市長宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

( 法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号 )

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号	
許可年月日	
工事完了年月日	

別記様式第12号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

宇治市長



特定設備工事検査済通知書

検査の結果、許可の内容に適合していると認められるので、宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり通知します。

許可番号	
許可年月日	
検査年月日	

年 月 日

事業廃止届出書

宇治市長宛て

事業者 住所  
氏名  
電話番号


(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号	
許可年月日	
事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及び面積	
発電出力	
廃止予定年月日	
廃止する理由	
撤去及び処分の方法	
撤去及び処分に要する期間	
廃止した後の事業区域の管理の方法	

別記様式第 1 4 号 ( 第 1 7 条関係 )

( 表 )

第	号	
身分証明書		
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日		
上記の者は、宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 1 6 条第 1 項の規定による立ち入り調査を行う者であることを証明する。		
年	月	日
宇治市長		

( 裏 )

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例 ( 抄 )
( 立入調査等 )
第 1 6 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。
2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。